

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
27年第9号	27.9.1	<p>「請願等意見陳述会制度」及び「請願等手続サポート制度」の創設を求める陳情</p> <p>【陳情趣旨】 茨城県議会の使命が「県民の多様な意見を集約し、県政に反映させること」であることは、茨城県議会基本条例（平成24年12月27日茨城県条例第90号）第3条に定められているとおりである。 県民の多様な意見を集約するうえで、茨城県議会は、請願及び陳情の制度（以下「請願等制度」という。）の思い切った利用促進を図るべきである。請願等は議会に寄せられる貴重な政策提案であるとともに、県政に反映させるために集約すべき県民の多様な意見である。 そこで、請願等が県民にとって利用したくなる制度となるよう、下記二制度を創設されたく陳情するものである。両制度の創設により、議会活動への県民参画を充実させる効果も期待される。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 請願等意見陳述会制度 請願等の背景、趣旨、内容等を請願者等が議会（付託先委員会）に出席して説明する機会を保障する制度である。県民に開かれた制度とするため、次に列挙する特徴的事項を含むものとされたい。 ① 一問一答方式、一括質問一括答弁方式ではなく、座談会方式とすること ② 十分な説明時間を確保するため、制限時間は5分程度ではなく、60分から90分程度とすること ③ 代理人（請願の背景、趣旨、内容等を熟知している者）による説明を認めること ④ 陳情についても請願に準じた手続きで意見陳述会を実施すること（採択又は不採択の決議はしない） ⑤ 意見陳述会が行われたときは、茨城県議会会議規則（昭和35年10月1日茨城県議会規則第1号）第91条を適用しないこと</p> <p>2 請願等手続サポート制度</p>	個人	議会運営

県民からの申出に基づいて茨城県議会が専門家を派遣し、請願等サポート業務（請願書等を作成すること、請願書等の作成に係るコンサルティングをすること、請願等の趣旨等について代理人として付託先委員会で説明すること）に当たらせる制度である。県民による請願等制度の利用促進を図るため、次に列挙する事項を含むものとされたい。

- ① 専門家謝金等の費用は「民主主義のコスト」として公費で負担すること
- ② 請願等サポート業務を委嘱する専門家は、行政書士の中から茨城県議会事務局の権限で選定するものであること
- ③ 本制度の利用者等からの評価が著しく不良な専門家は、一定の手続きを経て茨城県議会事務局の権限で委嘱を取り消すこと
- ④ 本制度を円滑に実施するため、制度の運営事務（委嘱専門家の選定及び委嘱の取消決定を除く）を一括して茨城県発注委託事業とすること